

特定非営利活動法人 中皮腫サポートキャラバン隊 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人中皮腫サポートキャラバン隊と称する。略称を 中皮腫キャラバン隊とする。英文ではMesothelioma Support Caravan(英文略称を MSC)と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、中皮腫患者と家族のピアサポート及びそれに関連する活動を行い、中皮腫患者の治療環境と生活環境の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)

第2条別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1)中皮腫に関する相談・支援、関係各窓口への紹介事業
- (2)中皮腫患者や家族へのピアサポート事業
- (3)中皮腫に関する調査・研究事業
- (4)中皮腫に関する法制度の改善など政策提言事業
- (5)中皮腫問題に係る国内外の団体、個人、行政機関等との交流事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の1種類とし、正会員をもって法上の社員とする。

(1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(入会)

第7条 正会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、入会の可否についての理事会の審議を経て、前項の入会申込者が、第3条に定める本会の目的に賛同し、第4条及び第5条に定める活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り、入会を承諾しなければならない。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会及び資格の喪失)

第9条 会員は、理事長に届け出て、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1)退会届の提出をしたとき。
- (2)会員が死亡し又は失踪宣告をうけたとき。
- (3)法人又は団体が解散し、又は破産手続き開始の決定を受けたとき。
- (4)除名されたとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合に、総会の議決においてこれを除名することができる。この場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、議決の前に会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)この定款に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1)理事 3人以上10人以内
 - (2)監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人以内を副理事長、1人を専務理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選出する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時又は理事長が欠けた時は、理事長が予め指名した順序によって、その職務を執行する。

3 専務理事は、理事長を補佐し、この法人の常務を掌理する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1)理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2)この法人の財産の状況を監査すること。
- (3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを理事会、総会又は所轄庁に報告すること。

- (4)前号の報告をする為必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が集結するまでその任期を伸長する。

3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了の後においても、第12条1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けた時は、遅滞なくこれを補充しなくてはならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2)職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

第19条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 職員は、理事会の推薦により理事長が任免する。
- 4 職員は、この法人の組織及び運営に関する業務を行う。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、次の事項を議決する。

- (1)定款の変更
- (2)解散
- (3)合併

- (4)事業計画及び予算に関する事項
- (5)事業報告及び決算に関する事項
- (6)役員を選任又は解任、職務及び報酬に関する事項
- (7)入会金及び会費に関する事項
- (8)解散した場合の残余財産に関する事項
- (9)その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1)理事会が必要と認め、招集の請求をした場合
- (2)正会員総数の2分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があった場合
- (3)第14条第5項第4号の規定により、監事が招集する場合

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項1号及び2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の者の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項及び第45条第1項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があつた場合には、その数を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があつたものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)総会に付議すべき事項

(2)総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)理事長が必要と認めた場合

(2)理事総数の3分の1以上の者から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつた場合

(3)第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名した者がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数の者をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決権を行使することができる。

3 前項の規定により表決権を行使する理事は、第35条第2項及び次条第1項第2号の規定の適用については出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別な利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)理事総数及び出席者総数(書面若しくは電磁的方法による表決者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1名以上が記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)設立当初の財産 目録に記載された資産

(2)入会金及び会費

(3)寄附金品

(4)財産から生じる収益

(5)事業に伴う収益

(6)その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は理事会の議決による。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行われなければならない。

(事業計画及び活動予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成

し、総会の議決を得なければならない。

2 事業計画及び活動予算の変更は、総会の議決を経て行うことができる。但し、理事会の議決による変更は、直近の総会において承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等の決算に関する書類は、理事長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査、理事会の議決を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の承認を経なければならない。

(剰余金の処分)

第43条 この法人の決算において、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第45条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第46条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)総会の決議

(2)目的とする特定非営利活動に関する事業の成功の不能

(3)正会員の欠亡

(4)合併

(5)破産手続き開始の決定

(6)所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、総会において出席した正会員総数の4分の3以上の者の議決を得なければならない。

3 第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属先)

第47条 この法人が解散(合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第48条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、法人のホームページ及び官報に掲載して行う。ただし、法第

28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(実施細則)

第50条 この定款に関して必要な細則は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。但し、細則を定めた場合は、直近の総会において承認を受けなければならない。

附則

1 この定款は、この法人が法人として成立した日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 右田孝雄

副理事長 藤原妙子 舘山亮

専務理事 松島恵一

理事 渡邊益孝

同 黒田明宏

監事 大島寿美子(北澤寿美子)

同 位田浩

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2022年6月末日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び活動予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、成立の日から2021年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、当面は徴収しない事とする。